

平成 30 年度参与会議の進め方について

平成 30 年 7 月 24 日

1. 海洋政策の工程管理の推進等

- 海洋基本計画の着実な推進を図るため、以下の点を踏まえつつ、工程表等に基づく工程管理の進め方等について、参与会議全体で審議することを原則とする。
 - ・工程表の作成単位となる施策群毎に目標やその達成に向けた取組内容、スケジュール、実施体制等が具体的に記載されているか。他の関連する計画等との整合性が図られているか。
 - ・工程表に基づく施策の実施に必要な予算・資源等が確保されているか
- 参与会議全体での議論の状況を踏まえた上で、必要な場合には主要施策に関して担当する参与を決めるとともに、その下で集中的な議論を行う場（ワーキンググループ）を設けることができる。
- 上記の審議結果を踏まえて関係府省は工程表等の見直しを行い、適切な方法により公表する。また、工程表や年次報告を活用しつつ、海洋政策について関係者等との意見交換の場を設けることを検討する。

2. プロジェクトチーム（PT 等）方式

- MDA を活用した国境離島の状況把握等
- 北極政策
- 海洋プラスチックごみ対策

3. スタディグループ方式

- シーレーン諸国との海洋産業協力の深化
- 海洋科学技術

4. プラットフォーム方式

- ニッポン学びの海プラットフォーム
- 海洋資源開発技術プラットフォーム

5. 参与会議への報告

- 自動運航船への取組状況（報告者：関係省庁）
- SDG14 への対応状況（報告者：関係省庁）
- 島嶼国問題への取組状況（報告者：有識者等）
- MDA（データ交換）（報告者：内閣府海洋政策推進事務局）

以 上

PDCA サイクルを活用した工程管理について（案）

2018年7月24日
総合海洋政策推進事務局

1. 総合海洋政策推進事務局は、参与会議に対して、個別施策評価書及び工程表に基づく工程管理の進め方やそのスケジュールについて説明し、その審議結果を踏まえて、関係府省が協力して工程管理を実施する。

別紙 1 PDCA サイクルの実施内容・スケジュール等

注：前回参与会議における御意見を反映し、個別施策評価書に関する審議結果を、工程表の自己評価や見直し等に反映させるよう資料を修正

2. PDCA サイクルによる工程管理のベースとなる個別施策評価書及び工程表
 - (1) 関係府省は、海洋基本計画の実現に向けた工程を明確にし、それに則して取組み、実施状況等を評価し、それを基に工程を手直ししながら進めるという PDCA サイクルを実施するための基礎として、個別施策評価書及び工程表を作成する。

別紙 2 個別施策評価書の様式

別紙 3 工程表の様式

- (2) 工程表の作成のベースとなる施策群及び指標

関係府省は、参与会議の審議結果を踏まえながら、施策群及び指標（案）を基に工程表（案）を作成する。なお、指標については、施策群毎に最低限一つ以上を選定するとともに、施策の進捗状況や諸情勢の変化等も踏まえ、より適切なものへの変更や新たに追加設定を行うことができる。

別紙 4 施策群、目標及び指標

3. 参与会議における審議等

- (1) 工程表及び個別施策評価書に関して、以下の観点にも留意しつつ、参与会議全体で審議を行う。

ア 工程表

- ・ 施策群毎に、目標やその達成に向けた取組内容、スケジュール、実施体制等が具体的に記載されているか
- ・ 他の関連する計画等との整合性が図られているか
- ・ 目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するための指標の設定が適切であるか、指標を踏まえて施策の達成状況等を的確に分析可能か
- ・ 工程表の実施に必要な予算・資源等が確保されているか
- ・ 進捗状況や課題等を踏まえて、工程表の見直しが行われているか
- ・ 特に、海洋基本計画策定以降に具体化した新たな動き（例えば、海岸漂着物処理推進法の改正、沖合域における海洋保護区の設定に向けた検討会、規制改革推進に関する第3次答申（水産制度の改革関係）、各種長期計画の改訂等）を踏まえ、今後の取組予定等が工程表に記載されているか。

イ 個別施策評価書

- ・ 計画に記載した施策を的確に実施しているか
- ・ 具体的な成果が現れているか
- ・ 進捗状況や課題等を踏まえて、施策の実施手法等の見直しが行われているか

(2) 大凡の年間スケジュール等

時期	参与会議における審議事項	左記審議結果を踏まえた対応
2018年 7月24日	工程管理の進め方	左記を踏まえて、関係府省が連携して工程表(案)を作成
9月中旬	概算要求も踏まえつつ作成した工程表(案)に基づき審議	工程表(修正案)の作成
10月	工程表(修正案)の内容確認等	所要の修正後に公表
2019年以降 2月	個別施策評価書(暫定案)	
6月	個別施策評価書(案)	所要の修正後に公表
9月	(2年度目)工程表(案)	所要の修正後に公表

注1：参与会議においては、原則として個別施策評価書及び工程表を共に提示して審議

注2：2020年以降は2019年と同じ年間スケジュール。ただし、計画5年目の2022年度は、次期計画の策定に向けたプロセスのなかで実施内容を検討

- (3) 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく観点から、参与会議全体で議論を進めていくこととする。なお、必要な場合には主要施策に関して担当する参与を決めとともに、その下で集中的な議論を行う場（ワーキンググループ）を設けることができる。
- (4) 事務局は、参与会議における議論が効果的・効率的に進められるように、関係省庁との総合調整や関係参与との調整等にあたることとする。

4. 工程表等の公表等

- (1) 関係府省は、参与会議における審議結果等を参考に、個別施策評価書及び工程表の見直しを行い、総合海洋政策推進事務局はその内容を公表する。
- (2) また、個別施策評価書に基づき年次報告を作成し、公表する。

(別紙1) PDCAサイクルの実施内容・スケジュール等

◆ Plan

★平成30年5月
海洋基本計画第2部講ずべき施策※1
具体的目標※2の設定
(数値目標、定性的な目標等)

工程表(政策群※3)の作成※4

- 目標及びその達成に向けて
解決すべき課題
- 取組内容及びスケジュール
- 実施体制
- 指標の選定

★平成30年(7~9月頃)
参与会議への報告・審議

所要の修正後(10月目途)に公表

- ※1 海洋基本計画第2部に記載された施策単位(以下「個別施策」と表記)
- ※2 計画上の時間軸や計画期間の先を見据えるなどの工夫をしつつ設定
- ※3 共通の目標・目的をもった施策のまとめ
- ※4 工程表の作成・自己評価・見直し等は、担当する各府省にて実施

◆ Do

関係府省庁が連携して施策を実施

◆ Check

★平成31年以降
個別施策※1の実施状況・評価の取りまとめ

★毎年2月の参与会議で暫定報告を実施

★毎年6月目途
参与会議への報告・審議※5

「海の日」を目途に年次報告として公表

★基本計画2年目以降
工程表の自己評価・見直し※4

★毎年9月目途
参与会議への報告・審議※5
要すれば、PTで議論

※5 参与会議における審議結果等を取りまとめて参与会議意見書に反映

◆ Act

必要に応じて
個別施策の実施手法等の見直し

工程表の見直し・公表等※6

※6 基本計画最終年度における工程表の自己評価等については、次期基本計画の策定の検討プロセスにおいて実施予定

評価書作成府省名:

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策 第2部の9つの主要施策(1)～(4)で示された項目を記載 ア カタカナで示された項目を記載 ① ○付き数字で示された項目を記載	当該年度に取組んだ具体的内容 (年次報告へ記載予定)	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等 ① 指標等の推移等について記載 ② 下線部分は年次報告への記載を想定	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1	注:海洋基本計画第2部に記載された〇の項目ごとに記載	注:左記に対応して実施した施策の具体的な内容を記載	注:個別施策に係る数値目標や施策群に係る指標について、推移等を適宜記載。また、具体的な成果についても可能な限り記載。指標等の推移を含め、年次報告に記載予定の記述については、下線で示すこと	注:左記を踏まえて、今後の取組に関する改善内容等について記載
2				
3				
4				
5				
6				
7				

第3期海洋基本計画に基づく工程表 (2018年〇月作成・改訂)

工程表作成府省名 :

第2部の該当項目を記載		2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度以降
<p>計画の記述のポイント</p> <p>注:()内には指標を記載</p>	<p>注: 施策群毎に達成すべき目標を簡潔に記載するとともに、その後の()内に指標の内容を記載すること</p>							
<p>施策群(担当府省)</p> <p>ア 施策群① (〇〇省/ x x 府)</p> <p>イ 施策群② (x x 省)</p> <p>注: 施策群の項目を記載するとともに、()内に関係府省名を記載</p>								
<p>当面の重点的取組 (実施手法の見直し等を含む) との達成目標</p>	<p>注 : 何時までに何を達成するのかが分かるように、可能な限り記載すること 個別施策(第2部の〇単位の記述)全てについて記述する必要はなく、施策群毎の主要事項について記載すること</p>							
<p>当面の重点的取組 (実施手法の見直し等を含む) との達成目標</p> <p>工程表の実施等に係る 主な予算措置等</p>	<p>注 : 当面の重点的取組は、概ね「年度内」及び概算要求を踏まえた「次年度」における内容を記載すること</p> <p>ア 施策群① 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業 x x 億円(2018; ◇◇億円)の充実に盛り込んだ新規要求</p> <p>イ 施策群② △△△△△△△△△△△△事業 ●●億円</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業 x x 億円(2018; ◇◇億円)</p> <p>注 : 施策群毎に主要な予算事項及び概算要求額等を記載すること</p>							

(別紙4) 施策群、目標及び指標

(今後、関係府省と協議しながら取り纏めを行い、それに基づき工程表(案)を作成)

第3期海洋基本計画第2部の記載項目	工程表作成の基礎となる施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標 (目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するためのものを選定)
1. 海洋の安全保障	1. 海洋の安全保障		
(1)我が国の領海等における国益の確保			
ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上			
イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保			
ウ 同盟国・友好国との連携強化			
エ 情報収集・分析・共有体制の構築			
オ 海上交通における安全の確保			
カ 海洋由来の自然災害への対応			
(2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保			
ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組			
イ 情報収集・集約・共有体制の強化			
ウ 能力構築支援等			
(3)国際的な海洋秩序の強化			
ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化			
イ 戦略的な情報発信の強化			
ウ 政府間の国際連携の強化			
2. 海洋の産業利用の促進	2. 海洋の産業利用の促進		
(1)海洋資源の開発及び利用の促進			
ア メタンハイドレート			
イ 石油・天然ガス			
ウ 海洋鉱物資源			
エ 海洋由来の再生可能エネルギー			
(2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化			
ア 海洋産業の国際競争力の強化			
イ 海洋の産業利用の拡大			

第3期海洋基本計画第2部の記載項目	工程表作成の基礎となる施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標 (目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するためのものを選定)
(3)海上輸送の確保			
ア 外航海運			
イ 内航海運			
ウ 海上輸送拠点の整備			
(4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化			
ア 水産資源の適切な管理			
イ 水産業の成長産業化			
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進			
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備			
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進			
カ 漁業・漁村の活性化を支える取組			
3. 海洋環境の維持・保全	3. 海洋環境の維持・保全		
(1)海洋環境の保全等			
ア 生物多様性の確保等の推進			
イ 気候変動・海洋酸性化への対応			
ウ 海洋ごみへの対応			
エ 海洋汚染の防止			
オ 放射線モニタリング等			
カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和			
(2)沿岸域の総合的管理			
ア 沿岸域の総合的管理の推進			
イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進			
ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進			
エ 沿岸域における利用調整			
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化		
(1)情報収集体制			
(2)情報の集約・共有体制			
(3)国際連携・国際協力			

(別紙4) 施策群、目標及び指標

(今後、関係府省と協議しながら取り纏めを行い、それに基づき工程表(案)を作成)

第3期海洋基本計画第2部の記載項目	工程表作成の基礎となる施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標 (目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するためのものを選定)
1. 海洋の安全保障	1. 海洋の安全保障		
(1)我が国の領海等における国益の確保			
ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上			
イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保			
ウ 同盟国・友好国との連携強化			
エ 情報収集・分析・共有体制の構築			
オ 海上交通における安全の確保			
カ 海洋由来の自然災害への対応			
(2)我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保			
ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組			
イ 情報収集・集約・共有体制の強化			
ウ 能力構築支援等			
(3)国際的な海洋秩序の強化			
ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化			
イ 戦略的な情報発信の強化			
ウ 政府間の国際連携の強化			
2. 海洋の産業利用の促進	2. 海洋の産業利用の促進		
(1)海洋資源の開発及び利用の促進			
ア メタンハイドレート			
イ 石油・天然ガス			
ウ 海洋鉱物資源			
エ 海洋由来の再生可能エネルギー			
(2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化			
ア 海洋産業の国際競争力の強化			
イ 海洋の産業利用の拡大			

第3期海洋基本計画第2部の記載項目	工程表作成の基礎となる施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標 (目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するためのものを選定)
(3)海上輸送の確保			
ア 外航海運			
イ 内航海運			
ウ 海上輸送拠点の整備			
(4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化			
ア 水産資源の適切な管理			
イ 水産業の成長産業化			
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進			
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備			
オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進			
カ 漁業・漁村の活性化を支える取組			
3. 海洋環境の維持・保全	3. 海洋環境の維持・保全		
(1)海洋環境の保全等			
ア 生物多様性の確保等の推進			
イ 気候変動・海洋酸性化への対応			
ウ 海洋ごみへの対応			
エ 海洋汚染の防止			
オ 放射線モニタリング等			
カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和			
(2)沿岸域の総合的管理			
ア 沿岸域の総合的管理の推進			
イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進			
ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進			
エ 沿岸域における利用調整			
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化	4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化		
(1)情報収集体制			
(2)情報の集約・共有体制			
(3)国際連携・国際協力			

第3期海洋基本計画第2部の記載項目	工程表作成の基礎となる施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標 (目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するためのものを選定)
5. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進	5. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進		
(1) 海洋調査の推進			
ア 海洋調査の戦略的取組			
イ 気候変動・海洋環境の把握のための調査等			
ウ 自然災害による被害軽減のための調査等			
(2) 海洋科学技術に関する研究開発の推進等			
ア 国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進			
イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進			
ウ 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化			
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進	6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進		
(1) 離島の保全等			
ア 国境離島の保全・管理			
① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進			
② 離島における安全確保や観測活動の実施			
③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全			
イ 離島の振興			
(2) 排他的経済水域等の開発等の推進			
ア 排他的経済水域等の確保等			
イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備			
7. 北極政策の推進	7. 北極政策の推進		
(1) 研究開発			
ア 北極域研究に関する取組の強化			
イ 北極域に関する観測・研究体制の強化			
ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進			
エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成			
(2) 国際協力			
ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画			
イ 北極圏等との二国間、多国間での協力の拡大			
ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献			

第3期海洋基本計画第2部の記載項目	工程表作成の基礎となる施策群	計画上の目標 (定量目標は○、定性的目標は◇で表示)	指標 (目標達成に向けた状況を俯瞰的・定量的に把握するためのものを選定)
(3) 持続的な利用			
ア 北極海航路の利活用			
イ 北極海の海洋環境保全の確保			
ウ 北極域の持続的な海洋経済振興			
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進		
(1) 海洋の秩序形成・発展			
(2) 海洋に関する国際的連携			
(3) 海洋に関する国際協力			
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進	9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進		
(1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保			
ア 海洋開発の基盤となる人材の育成			
イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成			
ウ 船員等の育成・確保			
エ 海洋土木の担い手の育成・確保			
オ 水産業の担い手の育成・確保			
カ 横断的に講ずべき施策			
(2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進			
(3) 海洋に関する国民の理解の増進			

プロジェクトチーム（PT）方式による検討課題（案）

MDA（海洋状況把握）の取組を活用した
国境離島の状況把握等に関するPTについて

（目的）

領海及び排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島の重要性に鑑み、国境離島の保全上重要と考えられる領海基線近傍の土地について、現在の状況把握に係る取組を踏まえつつ、MDAの取組を活用した今後の効率的な状況把握等に向けた検討を行う。

（概要）

現在の国境離島の領海基線近傍の土地を対象とした状況把握を踏まえ、国境離島の保全・管理の観点から、把握についての課題等を整理する。併せて、国境離島の状況把握で得た情報共有などの点から、海洋状況表示システムの活用等について検討する。

なお、議論に当たっては、有識者、MDAの関係省庁、国境離島を所管する関係省庁、海図・地図の作成機関等の参画を想定している。（状況に応じて追加もあり得る。）

（成果物）

限られた人的資源や予算の中で、MDAの取組を活用して、国境離島の保全・管理の観点から、国境離島の領海基線近傍の土地を対象とした状況把握や情報共有をいかに進めるかなど、必要な事項について、意見する。

○「第3期海洋基本計画（抄）」

4. 海洋状況把握（MDA）の能力強化

(2) 情報の集約・共有体制

○海洋監視情報の集約・共有に当たっては、海洋監視情報の機密性に応じ、関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報共有体制を構築していくとともに、漁業者からの情報提供を始め、民間機関との連携も強化する。（内閣府、外務省、農林水産省、国交省、防衛省）

6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進

(1) 離島の保全等

ア 国境離島の保全・管理

① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進

○内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握することにより、国境離島の適切な保全・管理を図る。（内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

プロジェクトチーム（PT）方式による検討課題（案）

北極政策に関する PT について

（目的）

第 3 期海洋基本計画において、「諸施策を重点的に推進する」とされた北極政策について、現在の取組を踏まえ、今後の我が国の北極政策の在り方について検討を行う。

（概要）

研究開発、国際協力、持続的な利用に係る諸施策について、第 3 期海洋基本計画第 2 部に記載された関係省庁、国立極地研究所、民間企業等からそれぞれの取組の報告を受けて議論する。

（成果物）

我が国のプレゼンスの向上等、北極をめぐる課題において我が国及び国際社会の利益を確保するために、どのような対応策が求められているのか検討し、意見する。

○「第3期海洋基本計画（抄）」

（4）北極政策の推進

我が国は北極の気候変動の影響を受けやすい地理的位置にあり、北極域における環境変化の影響は我が国にとっても無関係ではない。他方、アジア地域において最も北極海に近いことから、北極海航路の利活用、資源開発を始めとして経済的・商業的な機会を大きく享受し得る環境にある。こうした状況を背景に、我が国が北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指して、平成27年10月に、基本方針となる「我が国の北極政策」を総合海洋政策本部において策定した。また、我が国民間企業において、ヤマルLNGプロジェクトに関連して北極海航路を利用するなど、具体的な動きが出てきている。こうした状況を受け、同基本方針に基づき、我が国にとっての北極の重要性を十分に認識し、観測・研究活動の推進を通じた地球規模課題の解決による我が国のプレゼンスの向上、国際ルール形成への積極的な参画、我が国の国益に資する国際協力の推進等の観点を踏まえ、研究開発、国際協力、持続的な利用に係る諸施策を重点的に推進する。その際、北極に潜在する可能性と環境変化の脆弱性を適切に認識し、北極圏に居住する先住民の伝統的な経済社会基盤の持続性を尊重する。

まず、我が国は、長年にわたり、北極の環境変化について観測・研究開発を継続しており、国際的な科学技術協力にも積極的に貢献してきた。平成30年度には、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所のノルウェー・ニーオルスン基地がノルウェー政府の協力を得て整備される予定であり、我が国が一層国際共同研究等を進める体制が整う。科学技術は、北極政策を主導する上で我が国の最大の強みであり、国際ルール形成への参画、国際協力の推進を実現していく上でも、極めて重要な手段となる。諸外国において、北極政策に係る取組が活発化している情勢を踏まえ、我が国としても、切迫感を持って、観測・研究体制や成果発信、国際連携の一層の強化を図り、地球規模課題の解決に貢献し、その中で国際社会におけるプレゼンスの向上を図る。

また、北極海を含む海洋においても、国連海洋法条約等関連する国際法が遵守されるという「法の支配」の確保及び科学的根拠に基づく議論が重要であり、これを前提として、公海部分における水産資源の保存管理等に関する国際ルール形成や北極海航路の利活用等に関する環境整備において、我が国及び国際社会の利益を確保していく。

さらに、北極域における環境変化の影響は、北極圏、非北極圏を問わず国際社会に様々な課題をもたらしており、その対応には二国間及び多国間での国際協力が不可欠であり、北極域における環境変化は、我が国周辺のみならず国際社会全体に影響を及ぼし得るため、国際協調を基調とする北極政策を切り口に、様々な外交機会を捉えて協力関係を築き、我が国の国益に資する国際環境を創出していく。

プロジェクトチーム（PT）方式による検討課題（案）

海洋プラスチックごみ対策PT

（目的）

マイクロプラスチックを含めた海洋ごみ問題に対する国内外の関心の高まりのなか、国内的には、本年度末に向けて海岸漂着物対策推進法の一部改正に基づく「基本方針」の改訂や、第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえた「プラスチック資源循環戦略」の策定の動きが本格化する。さらには、2019年6月開催予定のG20大阪において、海洋ごみ問題が議題として取り上げられ、国内対策とともに国際的な連携・協力の加速化も求められている。本PTでは、こうした動きを踏まえ、海洋プラスチックごみの削減を通じた海洋環境の保全のために取り組むべき方策について検討することを目的とする。

（概要）

関係省庁から、現行施策、国際的な動き、今後の予定等について、また、海洋ごみ対策に取り組む地方自治体や民間団体から現状や課題について報告を受け、有識者や関係省庁の参画を得て議論する。

（成果物等）

国内外の様々な動きにも適時的確に対応できるよう、必要に応じて中間報告の取り纏めも行い関係機関にインプットを行うとともに、海洋プラスチックごみ対策に関して今後取り組むべき方策等について意見する。

○「第3期海洋基本計画（抄）」

第1部 海洋政策のあり方

2-2 海洋に主要施策の基本的な方針

(2) 海洋環境の維持・保全

ア SDGs等国際枠組を活かした海洋環境保全

かけがえのない海洋環境を保全していくため、SDGs等を始めとする様々な国際枠組の下で、適切な海洋保護区の設定、脆弱な生態系の保全、海洋汚染の防止、海洋ごみ対策、気候変動への対応等を推進していく。その際には、予防的アプローチの考え方も取り入れ、科学的な知見に基づく海洋の持続可能な開発・利用と保全を基本とする我が国の考え方を適切に反映させつつ、海洋環境保全に積極的に貢献していく。

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

ウ 海洋ごみへの対応

- 海洋ごみ（漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ）について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。（外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、海洋中の分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査研究を継続的に実施する。（文部科学省、環境省）
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリング方法の高度化等の研究開発を推進する。（文部科学省、環境省）
- 地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理や、海洋ごみの処理に必要な廃棄物処理施設の整備等を支援する。（農林水産省、環境省）
- 災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援する。（農林水産省、国土交通省、環境省）
- 海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施する。（国土交通省）
- 国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物について、実態把握を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れ等の対応を行う。（外務省、環境省）
- 陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制（リデュース）や再資源化（リサイクル）、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止、河川美化等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、関係機関が連携して、普及啓発を含めて総合的に対策を講ずる。（国土交通省、環境省）
- G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進等を通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。（環境省）
- 国際枠組等における海洋ごみに関する調査研究、人材育成等に関する協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。（環境省）

スタディグループ方式による検討課題（案）

シーレーン諸国との海洋産業協力の深化に関する研究会について

（目的）

東南アジア、インド洋諸国等、我が国の経済にとって重要なシーレーン諸国との間で海洋を介在した産業協力を深化させるための方策について検討を行う。

（メンバー）

経産省（エネルギー、産業協力）、国交省港湾局（港湾運営権）、国交省海事局（海運、造船）、外務省他関係省庁、関連する独立行政法人、商社、ゼネコン・マリコン・エンジニアリング・造船等関係企業

（成果物）

輸出案件及び支援制度に関するヒアリングを行い、現状・課題・提言等を報告書にまとめる。

スタディグループ方式による検討課題（案）

海洋科学技術に関する研究会について

（目的）

海洋科学技術に関する研究成果を行政ニーズに活かすために必要なこと、長期的な研究開発成果の創出に向けて国として取り組むべき課題等を検討し、海洋科学技術に関する今後の政策の在り方について検討する。

（内容）

研究機関、大学等より海洋科学技術に関する取組（第3期海洋基本計画、統合イノベーション戦略等に記載のデータ連携基盤やSIP（革新的深海資源調査技術）の取組、その他海洋科学技術に関する取組全般を指す）について報告を受ける場を設け、現状・課題等をまとめる。

ニッポン学びの海プラットフォームの構築に向けて

平成28年7月18日「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージ(抄)
 海と接し、海を知ってこそ、海を活かす知恵が生まれます。特に若い皆さんに、海に関心を持ち、触れて頂きたいと思えます。海洋教育の取組を強化していくため、産学官オールジャパンによる海洋教育推進組織「ニッポン学びの海プラットフォーム」を立ち上げるといたします。この「プラットフォーム」を通じて、2025年までに、全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指します。

海洋教育に係る主な取組

- 海洋教育バイオニアスクールプログラム(2016年:64校、2017年:129校)
 (日本財団、笹川平和財団海洋政策研究所、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター)
- 海洋教育促進拠点(21拠点)/海洋教育促進研究拠点(5拠点)
 (日本財団、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター)
- 平成29年度より海洋教育モデル実証事業を立ち上げ、海洋教育に係るカリキュラムの分析、教育プログラム(指導計画・教育内容)の作成を進めている。今後、モデル地区における実証、効果検証を実施することとしている。
 (国土交通省)
- 平成29年3月及び平成30年3月に公示された新学習指導要領(小学校、中学校、高等学校)において、海洋に関する教育についての指導の充実が図られたことを踏まえ、引き続き、学校における海洋に関する教育を推進することとしている。
 (関係各府省)

海洋資源技術に関するプラットフォームの創設について

平成29年2月
総合海洋政策本部事務局

1. 趣旨

メタンハイドレートや海底熱水鉱床の海洋資源開発の実用化のためには、我が国の優れた海洋技術の活用が不可欠である。また、海洋資源開発の活性化は、我が国の海洋産業の発展に大いに寄与するものである。海洋基本計画に定める海洋資源開発の目標を実現し、海洋産業が我が国の経済成長に貢献していくためには、海洋資源開発に積極的に取り組む我が国の資源開発会社と、海洋開発に長年の実績を有する我が国の海洋産業が連携を強化し、オールジャパン体制で世界に先駆けた海洋資源開発に取り組んでいく必要がある。そこで、海洋エンジニアリング、機器製造、海洋サービス等の海洋産業と資源開発会社が一堂に会し交流を深め、資源開発プロジェクトの現状、将来見通し、必要となる技術、新技術の利用可能性、取り組むべき研究開発課題等、海洋資源開発に関する様々な技術情報について共有を促進するためのプラットフォームを設立する。

2. 体制

本プラットフォームは、総合海洋政策本部参与が主宰し、関係省庁の後援を得て、関連する企業が広く参加し、情報交流・共有を促進する場として定期的に開催する。また、その活動については、総合海洋政策本部参与会議に報告する。

(1) 主宰

総合海洋政策本部参与会議 高島参与

(2) 参加企業

- 海洋産業
 - 造船・船用工業
 - 海洋エンジニアリング
 - 機器・コンポーネント製造
 - 海運・海洋サービス

- 資源開発会社

(3) オブザーバー

(関係省庁)

- 内閣官房総合海洋政策本部事務局
- 経済産業省資源エネルギー庁
- 国土交通省

(関係機関)

- (独)石油天然ガス・金属鉱物資源開発機構(JOGMEC)
- 他、関係する国研法人等からも適宜参加

(4) 事務局

(一社)日本プロジェクト産業協議会及び民間シンクタンクが、主宰者を補佐して事務を執り行う。

(注)なお、本プラットフォームについては、初期の立ち上げ期においては上記のとおり検討対象を「技術情報」に絞って活動を行うが、参加企業の拡大や情報交換の深まり等プラットフォームの有効性が確認された後には、検討対象に国際標準化や金融支援等の他の項目も加え、また参加業種も拡大させ、活動を拡大していくものとする。

3. スケジュール

本年4月に第1回会合を開催し、以降定期的で開催。

総合海洋政策本部の枠組み

